

第1条 (名称)

本会は、流産・死産経験者で作るポコズママの会（以下「本会」）と称す。

第2条 (事務局)

本会の事務局を主として、(代表個人宅のため省略) に置く。

第3条 (事業および目的)

本会は、流産・死産を経験した女性の心のケアを中心に、次の妊娠に向けて、心と体作りをサポート

トすることを目的として、次の非営利事業を行う。

- (1) 流産・死産を経験された女性とその家族への精神的支援活動
- (2) 妊娠・流産・不妊に関する情報収集及び情報提供
- (3) 流産に関する正しい知識の啓蒙活動
- (4) 流産・死産・不妊に関する調査・研究への参加、協力
- (5) その他目的達成に必要な事業

第4条 (会員の構成)

本会の参加には会員の資格は不問とする。

第5条 (役員)

- ① 本会に、役員を3名以上置くものとする。
- ② 役員のうち、1人を代表とする。

第6条 (役員職務)

- ① 役員は、役員会を構成し、業務の執行を決定する。
- ② 代表は、本会を代表し、業務を統括する。
- ③ 役員は、代表を補佐して業務を掌握し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 (顧問)

- ① 本会に顧問を10人まで置くことができる。
- ② 顧問は、医療従事者又は本会に功労があった者のうちから、役員会の推薦により代表が委嘱する。
- ③ 顧問は、本会の運営に関して代表の諮問に答え、又は代表に対して意見を述べる。

第 8 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 条（解散）

本会は、役員会において 3 分の 2 以上の議決を得なければ解散することができない。

第 10 条（残余財産の処分）

本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、役員会の決議により、本会と類似の事業を

目的とする特定非営利活動法人または公益法人に寄付する。

第 11 条（禁止事項）

役員・賛助会員は、次の活動をしてはならない。

- （1）活動中に知り得た個人の秘密、情報、プライバシーを第三者に漏らすこと
- （2）活動中における政治活動、宗教活動、営利活動またはこれに類する行為
- （3）法令に違反または公序良俗に反する行為

第 12 条（除名）

役員・会員が第 11 条に定める禁止事項を行った場合、代表は役員・会員を除名することができる。

（付則）

- ・この規約は、2003 年 10 月 24 日より施行する。
- ・活動に関わる細則は、別途定める。

2014 年 12 月 15 日 一部変更